

## 【旅行条件書】

本ご旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

お申し込みの際には、必ずこの旅行条件書を十分にお読みください。  
(プリントアウトしてご確認ください)

### 1. 手配旅行契約

- (1) 社団法人福岡県観光連盟(福岡市博多区博多駅東1-1-33 福岡県知事登録旅行業3-712)(以下「当連盟」という。 )と、お客様とは手配旅行契約(以下「旅行契約」という。 )を締結することになります。
- (2) 当連盟は、お客様の依頼により、お客様の為に代理・媒介・取次をすることなどにより、お客様が当該旅行の日程の従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」の提供を受けることができるように手配することを引き受けます。
- (3) 当連盟は、旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行代金」という。 )のほか、所定の取扱料金を申し受けます。
- (4) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、及び当連盟旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当連盟約款」という。 )によります。

### 2. 旅行のお申込みと契約成立時期

- (1) ご旅行をお申込みの際は、当連盟の所定の申込書に必要事項をご記入の上、旅行代金の20%相当額の申込金を申し受けます。申込金は、旅行代金、取消料等お客様が当連盟にお支払いいただく代金の一部としてお取り扱いいたします。
- (2) 旅行契約は、当連盟がお申込みを受諾し、申込金を受理した時に成立します。
- (3) 上記(2)にかかわらず、次の場合はお申込金の支払いを受けることなく契約が成立します。
  1. お申込金の支払いを受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合(書面をお渡しした時点、FAXの場合は、発信した時点、Eメールの場合は、お客様に到達した時点で契約成立となります。)
  2. 旅行出発日までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しする場合。(当連盟がお申込みを受諾した時点で契約成立となります。)

### 3. お申込み条件

- (1) 旅行日開始時点で15歳未満のご参加は、保護者の同伴を条件と致します。なお、15歳以上20歳未満の方のご参加は、親権者の同意書が必要です。
- (2) 高齢の方、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障がいをお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込時にお申し出ください。

### 4. 旅行業務取扱料金

| お引受する内容 |  | お引受する内容    |   |
|---------|--|------------|---|
| 手配旅行    | 1. 運送機関・宿泊機関等の複合手配の場合<br>2. 運送機関・宿泊機関等を単一に手配する場合及び提携クレジットカードによるノークーポン宿泊手配の場合<br>3. 変更の手続<br>4. 取消の手続<br>5. お客様の依頼により緊急に現地手配、変更、取消のための通信連絡を行った場合等<br>6. 航空機でのあっせんサービス | 取扱料金       | 旅行費用合計額の20%以内<br>1手配につき525円以上、旅行費用総額の20%<br>同一施設に連泊の場合は1手配として扱います。<br>ご旅行費用総額が2,500円未満の場合は、525円を申し受けます。 |
|         |  | 変更手続料金     | 運送機関・宿泊機関等それぞれ1件につき525円以上当該変更された運送機関・宿泊機関等に係る旅行費用20%以内  |
|         |  | 取消手続料金     | 運送機関・宿泊機関等それぞれ1件につき525円以上当該変更された運送機関・宿泊機関等に係る旅行費用20%以内  |
|         |  | 通信連絡料金     | 実費とは別に1件につき525円   |
|         |  | 添乗サービス料金   | 1日1名31,500円   |
|         |  | あっせんサービス料金 | 1名に10,500円  |
| 旅行相談    | 1. お客様の旅行計画作成のための相談<br>2. 旅行日程表の作成<br>3. 旅行代金見積書の作成<br>4. 旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供<br>5. お客様の依頼による出張相談  | 相談料金       | 基本料金 30分:2,100円<br>(以降30分毎 2,100円)<br>日程表1件につき2,100円<br>見積書1件につき2,100円<br>資料A4版1枚につき1,050円              |

## 5. ご旅行代金

- (1) ご旅行代金は、ご旅行開始前の当連盟が定める期日までにお支払いいただきます。
- (2) 当連盟は、契約の締結された後であっても、運送・宿泊機関等の運賃・料金が改定された場合においては、当該旅行代金を変更することがあります。

## 6. 当連盟の責任

- (1) 当連盟の責任の範囲は、第1項(2)に記載した手配行為に限定されます。
- (2) 当連盟は旅行契約の履行にあたって、当連盟または当連盟が手配を代行させた者(以下、「手配代行者」という。)の故意または過失により、お客様に損害を与えた時は、お客様が被られた損害を賠償いたします。但し、損害の発生の翌日から起算して2年以内に当連盟に対して通知があった場合に限りです。
- (3) お客様が次に掲げるような理由により、損害を被られた場合については、原則として本項(1)の責任を負いません。
  1. 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
  2. 運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
  3. 官公署の命令、外国の出入国規制または伝染病による隔離。
  4. 自由行動中の事故。
  5. 食中毒。
  6. 盗難。
  7. 運送機関の遅延・不通・経路変更またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。
- (4) 手荷物について生じた本項(2)の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して21日以内に当連盟に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。但し、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当連盟に故意、または重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

## 7. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行動により当連盟が損害を受けた場合は、当連盟はお客様さまから損害の賠償を申し受けません。
- (2) お客様は、当連盟から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行社の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するよう努めて頂きます。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当連盟、当連盟の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

## 8. 個人情報の取扱い

- (1) 当連盟は、旅行申込みの際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領の為に手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当連盟では、当連盟及び当連盟と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想のご提供、アンケートのお願い、特典等の提供、統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただく事があります。その他の目的で利用する場合は、別途ご案内の上ご承諾をいただきます。

## 別 表

### 1. 宿泊施設の取消料

- (1) お申込みを取消された場合は、所定の取消料を申し受けます。
- (2) 取消料は、宿泊施設によって異なります。詳しくは係員にお尋ねください。

### 2. 取消料についてのご案内

- (1) 旅館取消料は旅館毎の宿泊約款によります。(下記は標準的な例です。)

| 取消日<br>予約人数 | 取扱料金 |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |  |
|-------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|--|
|             | 宿泊日  | 前日  | 2日前 | 3日前 | 4日前 | 5日前 | 6日前 | 7日前 | 8日前 | 14日前 | 15日前 | 30日前 |  |
| 1～14名       | 50%  | 20% |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |  |
| 15～30名      | 50%  | 20% |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |  |

- (注) 上記取消料率は「諸税別・サービス料等含」の宿泊料金に対して適用します。
- (2) ホテル取消料はホテル毎の宿泊約款により、ホームページ上にそれぞれ記載しております。
- (3) 同一旅館、ホテルに連泊の場合は、1泊目の宿泊料金を基準として取消料を適用します。